

項目名

(5) 犬・猫の適正飼養の推進

■ 現状（概要）

1 捕獲・引取犬等の処理状況

狂犬病予防法等に基づく未登録犬や放し飼いの犬の捕獲・抑留，及び犬や猫の引取の状況は，令和元年度は捕獲犬32頭，引取犬10頭，引取猫82頭となっており，捕獲犬，引取犬は減少しているが，引取猫は横ばい傾向である。

2 咬傷犬関係

動物の愛護及び管理に関する条例に基づく，令和元年度の咬傷事故届並びに事故調査及び指導，行政処分の状況については，咬傷を与えた犬が7頭，咬傷を受けた人が8人となっている。

3 犬の違反件数並びに措置状況（咬傷犬関係を除く）

動物の愛護及び管理に関する条例に基づく，令和元年度の犬の放し飼いなど不適切な飼養に対して行った指導及び行政処分の状況は，係留違反が8件となっている。

4 保健所に寄せられた苦情処理の状況

令和元年度に保健所に寄せられた野犬捕獲依頼，犬・猫等に関する苦情は，野犬捕獲依頼が30件，犬の引取依頼が5件，飼い犬に関する苦情が37件，猫の苦情が72件，猫の引取依頼が36件となっており，多少の増減はあるものの，同様の傾向が続いている。

■ 取組状況

「鹿児島県動物愛護管理推進計画」に基づき，動物愛護思想の普及の推進，適正飼養等の推進，県民と動物の安全の確保，関係者間の協働関係の構築に取り組んでいる。犬や猫の飼養に関しては，チラシ・パンフレットを活用して啓発に努めている。毎年2月を「猫の適正飼養推進月間」と定め，飼い主の意識向上を図っており，不妊・去勢の重要性の他，室内飼養や飼養者明示について，ポスターの掲示など市町村と連携して啓発に努めている。また，飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し管理するいわゆる地域猫活動については，県のホームページで情報提供を行っている。

■ 課題

犬については，捕獲数は大きな変化はないが，引取数は減少している。

猫については，引取数は変化がないが，殺処分数は増えている。これは，遺棄仔猫の引取において，飼養困難や譲渡適正に合わない猫が多かったことが影響している。

犬・猫ともに殺処分数を減らしていくことが今後の課題である。

■ 今後の予定

犬・猫の飼養方法の普及啓発については，各自治会の協力のもとに回覧板を活用した広報を行うとともに講習会や相談・苦情対応時に行っていく。

■ 依頼事項等

犬・猫の適正飼養の推進に引き続き御協力いただきますようお願いいたします。

1 捕獲・引取犬等の処理状況

狂犬病予防法等に基づく未登録犬や放し飼いの犬の捕獲・抑留，及び犬や猫の引取の状況
 (根拠法令：狂犬病予防法，動物の愛護及び管理に関する法律，動物の愛護及び管理に関する条例)
 (単位：頭)

保健所名	受入状況			今年度受入内訳						処理状況					次年度へ繰越 (A)+(B)-(C)				
	前年度 繰越(A)	今年度 受入(B)	計 (A)+(B)	捕獲犬	引取犬			引取猫			計 (B)	殺処分	病死	取下げ		所有者への 返還	譲渡	動物センターへ 輸送	計 (C)
伊集院	2	124	126		32	10			82						124				
				上記の内訳			上記の内訳												
				生後91 日以上		生後91 日未満	無料	生後91 日以上	生後91 日未満	無料	4	6	0	8		47	27		

(令和2年3月末現在)

2 「動物の愛護及び管理に関する条例」業務

(1) 咬傷犬関係

動物の愛護及び管理に関する条例に基づくこう傷事故届並びに事故調査及び指導，行政処分の状況
 (単位：頭，人，件)

咬傷を与えた犬			咬傷を受けた人	処 理 の 内 容		告発件数	備考
登録犬	未登録犬	計		措置命令件数	引取処分頭数		
3 (1)	4 (2)	7 (3)	8 (3)	0 ()	0 ()	0	

※ () 内は，係留してあった犬によるもので内書き。

(2) 犬の違反件数並びに措置状況 (咬傷犬関係を除く)

動物の愛護及び管理に関する条例に基づき，犬の放し飼いなど不適切な飼養に対して行った指導及び行政処分の状況

(単位：件)

違反の内容	違反件数	条例第8条の措置命令件数	備考
条例第5条第2項の違反(係留)	8	0	
条例第5条第3項の違反(清潔保持等)	0	0	
その他	0	0	
計	8	0	
前年度計	6	0	
増減	2	0	

(3) 保健所に寄せられた苦情処理の状況

保健所に寄せられた野犬捕獲依頼，犬・猫等に関する苦情件数

(単位：件)

野犬捕獲依頼	犬の引取依頼	飼犬に関する苦情	猫の苦情	猫の引取依頼	計
30	5	37	72	36	180